

令和4年度  
政府共通決済基盤を利用した  
キャッシュレス納付に係る決済代行業務の委託  
調達仕様書

デジタル庁

## 目次

1	調達案件の概要	3
	(1) 調達件名	3
	(2) 調達の目的	3
	(3) 契約期間	3
2	政府共通決済基盤	3
	(1) 概要	3
	(2) サービス開始	3
	(3) 「ぴったりサービス」との連携	4
3	調達内容	6
	(1) 決済代行業務の範囲	6
	(2) 国の行政機関への納付に係る業務	6
	(3) 地方公共団体への納付に係る業務	7
	(4) クレジットカード及び ID 決済に係る要件	8
4	契約条件	8
	(1) 決済代行業務に係る費用	8
	(2) 費用負担及び支払い方法	9
	(3) 地方公共団体との契約等	9
5	その他	10

## 1 調達案件の概要

### (1) 調達件名

政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付に係る決済代行業務の委託

### (2) 調達の目的

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)では、国民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、国の行政手続における手数料等のキャッシュレス化を推進しており、デジタル庁は、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、各府省庁が共通で利用が可能な決済基盤(以下「政府共通決済基盤」という)を整備している。また、地方公共団体における行政手続についても、政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付を可能とすることで、国民の利便性の更なる向上を図ることができる。

本仕様書は、政府共通決済基盤を利用した行政手続における手数料のキャッシュレス納付に係る決済代行業務を提供する事業者(以下「受注者」という)を選定するために必要な事項を記載したものである。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

## 2 政府共通決済基盤

### (1) 概要

デジタル庁は、各府省庁及び地方公共団体が共通で利用が可能な政府共通決済基盤を整備している。政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付においては、各府省庁のシステム等が、手数料等を決済するために必要な情報を政府共通決済基盤に送信し、決済の結果を政府共通決済基盤から受け取ることにより、手数料等の決済を行う。このように、政府共通決済基盤は、手数料等の決済を行うためのサービス(以下「決済サービス」という)を各府省庁のシステム等に対して提供する。また、デジタル庁からキャッシュレス納付に係る決済代行業務を委託された事業者が、政府共通決済基盤と連携してオーソリ等の決済処理を行うとともに、手数料等の納付先に応じた口座への入金を行う。

### (2) サービス開始

政府共通決済基盤は、令和5年3月にサービスを開始し、表1に記載の国の行政機関における行政手続についてはサービス開始後(令和5年4月頃を想定)、表2に記載の地方公共団体における行政手続についてはサービス開始時に、政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付を可能とする予定である。

なお、時期の詳細については、デジタル庁の指示に従うこと。

表 1 国の行政機関の行政手続

No.	国の行政機関	行政手続	手数料額
1	デジタル庁	「個人情報の保護に関する法律」に基づく開示請求	200円
2	デジタル庁	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求	200円

表 2 地方公共団体の行政手続

No.	地方公共団体	行政手続	手数料額
1	都城市	除籍謄本・抄本の発行	750円
2	都城市	改製原戸籍謄本・抄本の発行	750円

(3) 「ぴったりサービス」との連携

本調達における決済代行業務が対象とする行政手続は、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して申請・納付が行われる予定である。行政手続に係る申請を行って手数料を納付しようとする者(以下「申請者」という)は、「ぴったりサービス」にアクセスして申請・納付の手続を行う。「ぴったりサービス」は、政府共通決済基盤が提供する決済サービスを利用して手数料の決済を行う。また、受注者は、手数料に係る決済処理を行うとともに、表 1 に記載の国の行政機関及び表 2 に記載の地方公共団体から指定納付受託者の指定を受けることにより、申請者の委託を受けて、日本銀行の歳入代理店等又は地方公共団体が指定する口座に手数料を入金する。

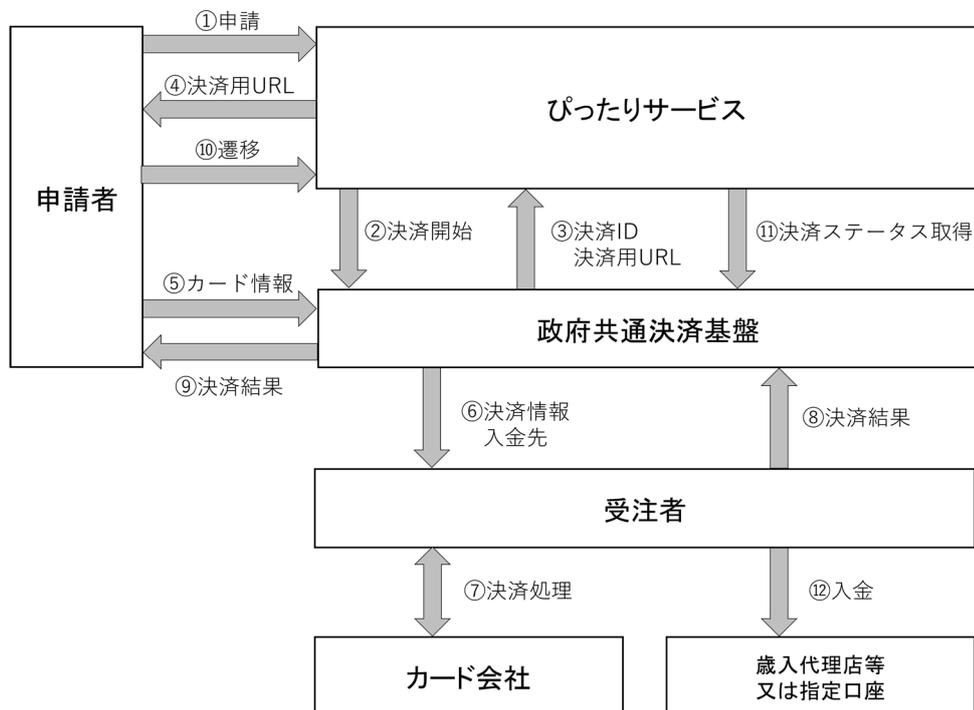
なお、令和 5 年 3 月のサービス開始時期において、政府共通決済基盤が提供を予定している決済サービスの機能は表 3 のとおりである。

表 3 サービス開始時期における決済サービスの機能

No.	機能名	機能の概要
1	決済開始	決済サービスを利用するシステムから、手数料の決済金額や、国の行政機関又は地方公共団体を特定する情報等を受け取り、決済トランザクションを開始する。また、決済用のWebページのURLや、決済トランザクションID等を当該システムに返す。
2	決済ステータス取得	決済トランザクションIDに紐付く決済トランザクションのステータス等を返す。

クレジットカード決済を例として、現時点で想定する「ぴったりサービス」と連携したキャッシュレス納付フローの概要を図 1 に示す。

図 1 クレジットカード決済によるキャッシュレス納付フローの概要



<説明>

- ① 申請者は、マイナポータル「ぴったりサービス」にアクセスして行政手続に係る申請を行う。
- ② 「ぴったりサービス」は、政府共通決済基盤の提供する「決済開始」機能呼び出して、手数料の決済金額や国の行政機関又は地方公共団体を特定する情報等を送信し、決済トランザクションを開始する。
- ③ 政府共通決済基盤は、クレジットカード情報を入力するための決済用 Web ページの URL や決済トランザクション ID 等を「ぴったりサービス」に送信する。
- ④ 「ぴったりサービス」は、決済用 Web ページの URL を申請者に送信する。
- ⑤ 申請者は、決済用 Web ページにアクセスしてクレジットカード情報を入力する。
- ⑥ 受注者は、手数料の決済金額やクレジットカード情報等の決済情報や、国の行政機関又は地方公共団体を特定する情報等を受け取る。
- ⑦ 受注者は、カード会社に対してオーソリ等の決済処理を行う。
- ⑧ 受注者は、決済結果を政府共通決済基盤に送信する。
- ⑨ 政府共通決済基盤は、Web ページに決済結果を表示する。
- ⑩ 申請者は、「ぴったりサービス」の所定の Web ページに遷移する。
- ⑪ 「ぴったりサービス」は、政府共通決済基盤の提供する「決済ステータス取得」機能呼び出して、決済トランザクションのステータスを取得する。
- ⑫ 受注者は、所定のタイミングで、日本銀行の歳入代理店等又は地方公共団体から指定された口座に決済金額を入金する。

### 3 調達内容

#### (1) 決済代行業務の範囲

本調達における決済代行業務は、表 1 及び表 2 に記載の行政手続を対象とし、利用可能なキャッシュレス決済手段は、クレジットカード及び ID 決済 (PayPay、LINE Pay、楽天ペイ等を想定。Apple Pay、Google Pay は除く。以下同じ。) とし、いずれもオンライン決済とする。なお、契約期間において、当該行政手続に係るキャッシュレス決済手段として、クレジットカード及び ID 決済の対面決済や他の決済手段 (電子マネー等) を導入する可能性がある。受注者は、多様なキャッシュレス決済手段に対応できることが望ましい。新たなキャッシュレス決済手段の導入については、デジタル庁と調整すること。導入にあたって新たに発生する費用については、デジタル庁及び表 2 に記載の地方公共団体と別途協議するものとする。

また、契約期間において、表 2 に記載の地方公共団体以外の地方公共団体 (以下「新規参加地方公共団体」という) が、政府共通決済基盤の利用を希望した場合、受注者は、デジタル庁と調整の上、新規参加地方公共団体の行政手続に係る決済代行業務を行うこと。

#### (2) 国の行政機関への納付に係る業務

ア 受託者は、申請者の委託を受けて手数料の納付を行うために、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律 (令和四年法律第三十九号) 第八条第一項に規定する指定納付受託者の指定をデジタル庁から受けること。また、指定納付受託者の指定を受けるために、受注者は以下の要件を満たすこと。

- ① 債務超過の状態にないこと。
- ② 委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力を有すること。
- ③ 納付事務において取り扱う割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) 第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等について、同項に規定する措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- ④ 納付事務において取り扱う個人情報 (個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)) をいう。以下同じ。) の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- ⑤ 納付事務に係るサイバーセキュリティ (サイバーセキュリティ基本法 (平成二十六年法律第百四号) 第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。) の確保のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。
- ⑥ 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律 (令和四年法律第三十九号) 第八条第五項に基づき納付事務の一部を第三者に委託する場合において、委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ

確実な実施を確保するために必要な措置を講ずることができるものと認められる者であること。

- ⑦ 公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。

イ 受注者は、政府共通決済基盤のサービス開始日から申請者の委託を受けること。

ウ 受注者は、申請者の委託を受けたときは、以下に定める日(災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないとデジタル庁が認める場合には、その承認する日)までに委託を受けた手数料を納付すること。

- ① 月の一日から十日までの期間内に納付の委託を受けた手数料については、同月の一日の翌日から起算して十一取引日(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。)を経過した最初の取引日
- ② 月の十一日から二十日までの期間内に納付の委託を受けた手数料については、同月の十一日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日
- ③ 月の二十一日から末日までの期間内に納付の委託を受けた手数料については、同月の二十一日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日

エ デジタル庁は、受注者が行った決済処理に基づいて納入告知書を作成するので、受注者は、送付された納入告知書にしたがって、日本銀行の歳入代理店等への入金を行うこと。

### (3) 地方公共団体への納付に係る業務

ア 受注者は、申請者の委託を受けて手数料の納付を行うために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第1項に規定する指定納付受託者の指定を表 2に記載の地方公共団体及び新規参加地方公共団体から受けること。また、指定納付受託者の指定を受けるために、受注者は以下の要件を満たすこと。

- ① 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財政的基礎を有すること。
- ② その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することが出来る知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

イ 受注者は、政府共通決済基盤のサービス開始日から申請者の委託を受けること。新規参加地方公共団体の行政手続に係る委託については、デジタル庁の指示に従うこと。

ウ 受注者は、申請者の委託を受けたときは、地方公共団体が指定する日までに委託を受けた手数料を納付すること。なお、月1回程度の入金サイクルを想定している。

エ 受注者は、地方公共団体に対応するアカウント(以下「子アカウント」という)を管理する方法等により、地方公共団体が指定する口座を登録し、当該口座への入金を行う

こと。なお、入金に係る振込手数料は、受注者の負担とする。

#### (4) クレジットカード及び ID 決済に係る要件

- ア 受注者は、政府共通決済基盤と連携して手数料の決済処理を行うために、政府共通決済基盤に対してクレジットカード及び ID 決済に係る API(以下「決済 API」という)を提供すること。決済 API に求める主な要件は以下のとおりである。
- ① 子アカウントを指定することにより、子アカウントごとに決済処理ができること。
  - ② 子アカウントの決済トランザクションごとの決済情報を一覧で取得できること。
  - ③ 子アカウントの任意の決済トランザクションの決済情報を取得できること。
  - ④ 子アカウントの任意の入金単位に対応する決済トランザクションの一覧を取得できることが望ましい。
  - ⑤ 子アカウントを管理するためのアカウント(以下「親アカウント」という)をデジタル庁に用意し、親アカウントを利用することで政府共通決済基盤から決済 API を呼び出せること。
  - ⑥ 決済 API において、任意の情報(決済トランザクション ID 等)を設定可能な領域があること。
- イ 受注者は、決済 API の仕様等に関するデジタル庁からの問い合わせに対応すること。
- ウ 決済 API を利用するにあたっての開発環境及びテスト環境が提供されることが望ましい。
- エ クレジットカードは以下の国際ブランドマークが付されたもの全てを利用できること。
- ① VISA
  - ② Mastercard
  - ③ JCB
  - ④ Diners Club
  - ⑤ American Express
- オ クレジットカード本人認証サービス(3D セキュア 2.0)に対応可能なクレジットカードの場合は、認証を行うこと。
- カ 受注者は、PCI SSC(Payment Card Industry Security Standards Council)の定める PCI DSS 最新版に基づく認証を取得していること。

## 4 契約条件

### (1) 決済代行業務に係る費用

- ア 受注者が行う決済代行業務に係る費用は以下のとおりとする。
- ① 導入に係る初期費用(決済 API の利用に係る技術支援費用、各種設定費用等)  
(以下「費用①」という)
  - ② 月額固定費用(以下「費用②」という)

- ③ 決済金額に決済手数料率を乗じて算出される決済手数料(以下「費用③」という)
- ④ 決済トランザクションごとに発生する固定費用(上記③を除く。)(以下「費用④」という)

- イ 本調達の応募に際し、費用①及び費用②並びに費用③の算出に用いる決済手数料率及び費用④を記載した見積書を提出すること。見積書の作成にあたっては、表 1 及び表 2 に記載の手数料額及び表 4 に記載の受託予定件数を参考とすること(クレジットカード決済と ID 決済の比率は 9 対 1 程度を想定)。なお、表 4 に記載の受託予定件数は、過去の実績に基づくものであり、本調達におけるキャッシュレス決済の件数を保証するものではない。
- ウ 本調達の応募に際し、費用①、費用②、費用④のいずれか又は全ての負担を求めない提案をすることを妨げない。

## (2) 費用負担及び支払い方法

- ア 費用①及び費用②、並びに、費用③及び費用④のうち表 1 に記載の行政手続に係る費用は、受注者がデジタル庁に対して請求すること。請求を行うときは、任意の様式によるものとする。
- イ 費用③及び費用④のうち表 2 に記載の行政手続に係る費用は、表 2 に記載の地方公共団体が負担する。当該費用の支払い方法は、当該地方公共団体が指定するものとする。なお、受注者が納付額から決済手数料を差し引いた額を入金する方法を想定している。
- ウ 新規参加地方公共団体の行政手続に係る決済代行業務を行う場合、費用③及び費用④のうち当該行政手続に係る費用は、当該新規参加地方公共団体が負担する。当該費用の支払い方法は、当該新規参加地方公共団体が指定するものとする。

## (3) 地方公共団体との契約等

- ア 受注者は、表 2 に記載の地方公共団体との間で、決済代行業務を行うにあたって必要となる契約等の手続を行うこと。また、当該契約等においては、本調達の応募において提案した決済手数料率及び費用④を設定すること。
- イ 新規参加地方公共団体の行政手続に係る決済代行業務を行う場合、新たな見積書を作成してデジタル庁に提出すること。デジタル庁は、当該行政手続に係る手数料額及び受託予定件数を受注者に提示するので、新たな見積書の作成にあたっては、当該行政手続を含む全ての対象行政手続の手数料額及び受託予定件数を参考とすること。
- ウ 受注者は、当該新規参加地方公共団体との間で、決済代行業務を行うにあたって必要となる契約等の手続を行うこと。また、当該契約等においては、新たな見積書に記載された決済手数料率及び費用④を設定すること。

表 4 受託予定件数

No.	国の行政機関 又は地方公共団体	行政手続	件数
1	デジタル庁	「個人情報の保護に関する法律」 に基づく開示請求	30件 ※1
2	デジタル庁	「行政機関の保有する情報の公開 に関する法律」に基づく開示請求	
3	都城市	除籍謄本・抄本の発行	20,000件
4	都城市	改製原戸籍謄本・抄本の発行	※2

※1 No.1 と No.2 の合計件数

※2 No.3 と No.4 の合計件数

5 その他

ア 本仕様書について疑義等がある場合は、書面をもって質問すること。なお、質問に対する回答は適宜行うこととする。

イ 本仕様書に定めのない事項に関しては、当事者間の協議の上決定する。

以上